令和３年８月２日

保護者の皆様へ

県立岸根高等学校長

緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について（お知らせ）

日ごろから本校の教育活動について、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

この度、新型インフルエンザ特別措置法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間が令和３年８月２日から８月31日までとなったことから、生徒の安全・安心を確保するため、より一層の緊張感を持ち、感染防止対策の強化・徹底に遺漏なく取り組むこととなりました。

このことについて、令和３年７月30日付けで、教育長から、緊急事態措置期間中の教育活動等について次のとおり対応するよう通知がありましたのでお知らせします。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

《緊急事態措置期間中における教育活動等》

ア部活動について

○緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。

・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。

・活動時間は、準備片付けを含め、３時間程度とする。

・活動日数は、週４日を上限とする。

○緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

○合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。

○大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

○熱中症のおそれがある場合は、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

イ学習活動について

○補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施する。

ウ学校説明会等について

○各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

【緊急事態措置期間中の教育活動等に係る具体的な対応】

１　感染防止対策の徹底について

○　現在、我が国では、従来株より感染しやすい可能性や重症化しやすい可能性が指摘されている変異株（デルタ株）の割合が上昇しているが、国立感染症研究所によると、変異株についても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「５つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、令和３年４月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和３年５月７日付け保体第1271号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」（令和３年６月14日付け保体第1591号保健体育課長通知により一部修正）に基づき、警戒度を高め、特に次の点に留意して感染防止対策の一層の強化・徹底を図ること。

ア　登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ　毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。

ウ　教室、職員室、部活動の活動場所等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

エ　教室、職員室、部活動の活動場所等における常時換気を基本とした換気を徹底すること。

オ　学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し対応すること。

○　学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。

ア　生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・３密の回避）を実施するよう指導すること。

イ　毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ　登校時、食事の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。

エ　校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

オ　登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。ま

た、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。

カ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクを外すなどの熱中症対策を優先すること。

キ 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されているため、夏季休業期間中であっても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。

○ 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

２ 生徒の主体的な活動における留意事項について

○ 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を強化・徹底するよう生徒を指導すること。

ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・３密の回避）を徹底するとともに、校内放送やＩＣＴの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。

イ学校外の活動（校外連携講座、インターンシップ、仕事のまなび場等）については、相手先の感染防止対策を確認の上、本人及び保護者の意向を尊重し、保護者の承諾が得られる場合は、参加することを可とする。

ウ 部活動については、別紙２に基づき適切に取り扱うこと。

３ 学校説明会等における留意事項について

○ 緊急事態措置期間中の実施に当たっては、前掲「１ 感染防止対策の徹底について」に基づき、感染防止対策に万全を期すこと。

○ 感染リスクの低減のため、一回当たりの参加人数を制限すること。また、実施に当たっては、特に次の点に留意すること。

ア会場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（左右60㎝程度、前後１ｍ程度の間隔を確保する。）

イ参加者の氏名、連絡先、着席位置等を把握するとともに、当日の健康状態について確認する。参加者の動線に配慮し、密な状況を作らないようにすること。

ウ生徒と外部の参加者等が直に接する場面を設けないこと。

エ ＩＣＴの活用等も含めて実施形態を工夫すること。

４ 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

○ 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

○ 特に、休業期間終了後の時期に生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、生徒の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、生徒の見守りを行うこと。

問合せ先
副校長　吉田
電話　045（401）7920